

令和4年度 第3回

さいたま市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

- 1 日 時 令和5年1月12日(木) 14:00~14:50
- 2 場 所 ときわ会館5階502会議室
- 3 出席委員 梶川 義人(会長) 井原 弘美
(五十音順・敬称略) 大麻 みゆき 岡村 正美
鈴木 英善 田中 孝之
松村 澄子 山崎 秀雄
山中 冴子 以上9名
- 4 欠席委員 加藤 シゲヨ 栗原 保
(五十音順・敬称略) 岡村 洋彦
- 5 出席職員 永島 淳 福祉部長
齋藤 貴弘 福祉総務課長
永井 敏子 健康増進課長補佐
吉田 亀司 生活福祉課長
増田 和彦 障害政策課長補佐
西淵 亮 障害支援課長
関谷 竜一 高齢福祉課長補佐
高野 一徳 いきいき長寿推進課長
竹澤 幸雄 子育て支援政策課長
栗原 ゆり 青少年育成課長
向山 晴美 子ども家庭支援課長
小松 伸弘 総合教育相談室相談係主席指導主事
石田 晶義 さいたま市社会福祉協議会地域福祉課長
松田 友紀 さいたま市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係長
他、事務局職員
- 6 配布資料 1 次第
2 委員名簿
3 席次表
4 【資料1】さいたま市第3期保健福祉総合計画(地域福祉計画)案
5 【資料2】さいたま市第3期保健福祉総合計画(地域福祉計画)概要版案
6 【資料3】第2回地域福祉専門分科会からの主な変更点
7 【資料4】パブリック・コメント意見表

7 傍聴人 0名（定員5名）

8 内容

1 開会

2 挨拶 保健福祉局 福祉部 永島部長

委員出席状況

委員12名中9名の出席により会議が成立

3 審議事項

さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）案について

会長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。
まず、次第の3、審議事項のさいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 （資料1、2、3、4の説明）

会長 ただいま、事務局の方から計画案についてご説明いただきましたけれども、あらかじめ委員の皆さんには質問書を事務局にご提出いただいております。質問書をご提出くださいました委員の方のお名前を僭越ながら読ませていただきますので、お名前の出た方からご発言をお願いいたします。

では、まず鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 皆様、本年もどうぞよろしくをお願いいたします。私のほうでは、質問が2件。資料1の地域福祉計画案でございます。それと概要版でいうと5ページのあたり。資料1全体が載っている計画の中では、29ページになります。

まず、質問の1としまして、ケアラー・ヤングケアラーの対象は、外国人を含むかという質問でございます。きっかけは今年の12月2日、NHK「首都圏ネットワーク」というのが夕方の18時から19時まででございます。この中で、外国人ヤングケアラーに関する報道がなされました。アラビアの小学生、言葉のヤングケアラーという内容でございます。

詳しくは、アラビアの外国人家族が来日、日本語が大変難しく、両

親はほとんど理解不能。そういう中で小学生の子どもが一生懸命日本語を学び、さらに年金の知識も理解し、両親の年金手続を手伝ったというものでございます。私もこれを見まして、20政令市の中で初めてこの条例を制定している本市は、果たしてこの外国人に対して、どのように臨んでいくのかという点を疑問に思い、質問をさせていただきます。

さらに、第2の質問として、外国人も対象ならば、本計画の中にその旨、表記ができないかどうか。そういう点でちょっと行政の皆さんのご意見も承りながら、その焦点についてどのようにしていくのかという点でございます。

事務局

こちらにつきましては、まず1点目、ケアラー・ヤングケアラーにつきましては、外国籍の方も含まれると考えております。

ケアの中には、高齢者や障害者の介護や看護だけでなく、ご質問のような子どもが両親の通訳を担っているケースもあると想定され、その場合、子どもに相当な負担が掛かっているものと考えております。

また、ケアという言葉には介護や看護よりも幅広い内容が含まれており、市ホームページやリーフレット等でその点を含めて周知を図っているところでございます。

2点目として、本計画の用語解説において、ご質問の趣旨を踏まえて、一部説明を追記させていただければと考えております。以上です。

鈴木委員

ありがとうございます。NHKの放送で当市の市民をはじめ全国の国民が知っている内容でもございます。20政令市の中で初めての条例制定の我が市としましては、その辺りを明確にわかるようにすると、ケアラー・ヤングケアラーに対する取組が、より明解になると理解いたします。

続きまして、次に資料4の本計画素案に対するパブリック・コメントへの対応というものについて、資料4をちょっとご覧いただきたいと思っております。

実は、この対応を行政の皆さんがご苦労されて、修正が必要かどうか、あるいは修正するについてはどのような表現をしていくのか、大変ご努力が感じられます。それを踏まえての私の感想でございます。ご参考になればありがたいと思っております。

具体的には、資料4の1ページ、意見番号でいくと1番でございます。ここはまず中間年度での「検証」の位置付けが不明確との指摘に対し、一部修正をされ、市は中間年度において検証期を設け、必要に応じて成果指標等計画の見直しを行いますと回答されております。

私の感想ですが、市民のため、具体的で大変結構だと思います。ただ

また、毎年度PDCAサイクルによって事業評価を行うことについても、当分科会において第2期計画について、これまでもご意見をいただいていたところですので、その部分については大きく変わることはございません。

あと、福祉まるごと相談窓口のお話でございますが、当該窓口がケアラー支援策であったり、サービスの開発を行うところではございませんが、複合的な課題の1つとしてケアラーに関する相談を受け止めていく中で、様々な事例やニーズ等が蓄積されていくものと思っております。

新たな支援策を検討していく際には、そのような事例やニーズ等を参考にすることが効果的と考えておりますので、引き続き関係窓口と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

会長

ありがとうございます。鈴木委員。

鈴木委員

ぜひ積極的に我が市の柱の施策であります、福祉まるごと相談窓口等の改革を進めていただき、他市、他行政の参考になるような、そういった行政の推進をお願いしたいと思います。以上でございます。

会長

それでは、続きまして松村委員、お願いいたします。

松村委員

初めての出席となりますが、質問させていただきます。資料1の21ページ、調査の概要、①地域福祉に関する市民意識調査で、調査方法、郵送による配布・回収とあります。回収は郵送のみということで、暫定のURLでの回答・返信の検討はしなかったのか。ここにありますように、18歳以上の市民7,000人であれば、若年層はメールのほうが便利ではないですか、ということですが、お願いいたします。

事務局

ありがとうございます。今回のこの調査に関しましては、最初の段階で指定URLでの回答という検討はしておりませんでした。ですので、今回はそういった形では取っておりませんので、郵送という形になりました。

確かに、委員がおっしゃるとおり、回答方法を増やすことが回答率の向上にもつながるとも考えます。より精度の高い調査を実施するために、今後また調査等を実施する際には、そういう部分も含めて検討させていただきたいと考えております。

松村委員

ありがとうございました。

会長

それでは、続きまして、栗原委員が今日のご欠席でございますが、事前にご質問を頂戴しておりますので、事務局の方からお答えをお願いいたします。

事務局

栗原委員から、2点ほどご質問をいただいております。1点目が令和4年7月に実施された他団体への説明会という形で、自治会連合会で

あったり、民生委員・児童委員連絡協議会へご説明に上がった際に、指摘された点等があればということと、その計画案に生かした点がありますかというところで、ご質問をいただいております。

そちらの回答といたしましては、自治会連合会自体におきましては、本計画策定についてご指摘等はございませんでしたが、地区社会福祉協議会に対する市社会福祉協議会の計画策定支援について、ご意見をいただいたところがございます。あと、民生委員・児童委員協議会におきましては、ご指摘等はございませんでした。

2点目につきましては、令和4年9月に実施した議会の保健福祉委員会の説明において指摘された点はどのようなものか。それから、どのような点を素案に活かしたのかというところのご質問をいただいております。

こちらの回答といたしましては、令和4年9月の保健福祉審議会第3期計画（素案）を報告させていただきました。1つ目が、資料1の計画案33ページをご覧くださいと、こちらは圏域の考え方に関するご指摘がございました。このページでは圏域のイメージ図を載せていますが、それぞれの圏域の線引きがわかりづらく、今回の計画で分野別の関係計画と計画期間をそろえるのであれば、圏域の整理もしてもらいたいというものがございました。こちらにつきましては、今後、各個別計画における圏域の考え方を整理し、共有を図ってまいりたいと考えております。

2点目は、資料の1、先ほどの計画の10ページです。総人口の見直しについてでございます。こちらは先ほど資料3の中でご説明をさせていただきましたが、平成27年度国勢調査時の人口とそれを基にした推計を掲載しておりますが、既に本市は133万人を超えているのであれば、現状値を掲載するべきではないかというご指摘がございました。ですので、先ほどのご説明をさせていただいたとおり、令和4年10月時点での住民基本台帳登録人口を追記させていただいたところになっております。

栗原委員からのご質問については以上でございます。

会長

それでは、ほかに何かご質問、ご意見のある委員の方はいらっしゃらないでしょうか。山中委員。

山中委員

今、資料3を改めて拝見いたしまして、ちょっと気になったので教えていただければというところがございます。

資料3で、資料1とかの変更点を出してくださっているのですけれども、資料3の表の下2つですけれども、指標を変更されている点です。

基本目標3で、変更前と変更後でかなり大きな変更ではないかなという気がします。

例えば基本目標2で、当初はアウトリーチ支援をどう拡充したかを指標にしようとしていたところ、変更後は、市民調査で相談できる人や場所がないと感じる人たちの割合が減っているかどうかになっています。基本目標の中身をどう捉えるかですが、アウトリーチ支援を現に必要としている人に届けることを指標とするというよりも、変更後の観点は、特段アウトリーチを必要としていない方も含む広い市民の方の意見ですよ。これは対象がずれているのではないかと思います。そういう意味で、基本目標2で書かれています(1)の内容と、この指標がどこまで合致しているのかということは、ちょっと疑問に思うところがございます。

同じような意味で、基本目標3の自主的な地域防災・防犯活動の推進についても、当初の成果指標とかなり観点が違うのではないかと思いますので、変更の妥当性をお答えいただければと思います。

事務局

まず、1点目、基本目標2でございますが、当初、支援につながる体制の整備についての指標ですので、アウトリーチ支援を考えておりましたが、それを目標にするには、事業がなかなか明確にできず、数値で表すのは困難でした。

実際には、悩みや不安について、どれくらい相談している方がいて、どれだけお困りの方がいらっしゃるか。どこにも相談する場所や人がないと回答する人が少なくなることが、支援につながる体制の整備の成果につながらないかというところで検討しました。

アウトリーチについては、どうしても数値がなかなか取れないというのが大きいところございまして、まずそこからの市民意識調査であったり、そういう数値の取れる中で、今後、アウトリーチを含め、体制の整備につながっていくというような指標を考え、このような変更となりました。

2点目の自主防災の指標ですが、刑法犯認知件数というところ、こちらは総合振興計画の指標にもなっているものでございます。コロナの影響によるものと思われませんが、こちらに書いてある令和3年の現状値が目標値を既に達成してしまっている指標となっております。こちらの数字については、担当課とも検討したのですが、現状でこの数値を変える予定がない中で、防災・防犯活動の指針の中で地域の治安のよさというか、満足度というところを成果指標とさせていただいたところであります。

山中委員

この施策の基本的な書き方はシンプルでわかりやすいですけれども、支援につながるとか、自主的な活動の推進とかいったことは、指標づくりが難しいと感じます。確かに、数値で取れないことは福祉では多いと思いますが、市民の調査から指標を取ることならば、先ほどの委員のご意見にもありましたけれども、なるべく回答しやすく、回答のチャンネルを増やし、精度の高い調査をすることが求められると思います。今後、指標を見直すこともあると思いますが、市民への調査方法も含め、施策の未来と合致した形で工夫されることが求められると思います。

会長

ほかに何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

では、私のほうから。今、山中委員のお話にも、それから最初にご質問をいただいた鈴木委員の質問にも合致するのですが、私も委員をさせていただくようになってから、もう大分年月がたちまして、PDCAのサイクルはきちんと回るようになってきたというのは、もうはっきりと自覚というかわかります。

次の段階として、今、成果指標の話が出ましたけれども、いわゆるプロセスをたどっていればそれでいいですという段階から、成果を出していこうというプロジェクト遂行というのでしょうか、そういうことへのシフトチェンジが求められるようになってきていると感じます。

だから、よりの確に指標を、目的を果たすための指標にしていかないと、ちょっと何でこの指標が用いられているのという話になってしまうし、鈴木委員がご指摘だったように、受益者に外国人が含まれるのか含まれないかわからないのでは、全然受益者が誰だかわからないですよ。わからなければ、どんな成果が出たのかもわからない。だから、きちんとそういうものが合理性を持って示されていく。これはまさにプロジェクト思考です。

ですから、そういうプロジェクト思考一つ一つがどれだけ市民の皆さんのご利益を生み出しているのかということ意識しながら、一つ一つの事業に当たっていくことが求められてくるのではないかと、これを、ちょっと感じました。ただいまのは、私の意見ということでお伝えをさせていただきます。

では、先に進めたいと思います。

今、3名の委員の方からご意見を頂戴したところでございますけれども、今後の取扱いについてですが、事務局から何かお考えはおありになりますでしょうか。

事務局

計画案につきましては、本日、皆様にご意見をいただいたところでございまして、ご意見を反映させた修正案をこの後作成いたします。その

後、修正案の承諾につきましては、梶川会長一任とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

会長

委員の皆様、いかがでしょうか。(異議なし)

ありがとうございます。それでは、事務局でそのようにお進めいただきたいと思います。

それでは、以上で審議を終了させていただきたいと思います。委員の皆様には本日の会議進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

これにて進行を事務局にお返しいたします。

4 その他

事務局より事務連絡。

5 閉会